

令和6年度採用 岐阜県公立学校教員採用選考試験案内

小学校教諭／中学校教諭／高等学校教諭
特別支援学校教諭／養護教諭／栄養教諭

【第1次選考試験日】 令和5年7月22日（土）

◇試験会場

岐阜県立長良高等学校、岐阜県立岐阜北高等学校、岐阜県立岐阜商業高等学校

【申込受付期間】 令和5年4月24日（月）10時～5月19日（金）23時59分

◇出願に係る手続きは、原則、電子申請のみとします。

○試験当日の注意事項について、試験日の直前まで岐阜県教育委員会ホームページにて確実にご確認ください。

【昨年度からの主な変更点】

- ① 第1次選考試験における試験内容の変更
- ② 第1次選考試験における免除等の内容の変更
- ③ 第2次選考試験において全ての受験者に対して、模擬授業又は実技試験の実施
- ④ 社会人特別選考における要件の変更
- ⑤ 教員免許状がない方も受験可能なスペシャリスト特別選考の実施（高等学校美術及び工業）
- ⑥ 地域限定特別選考の一般選考化
- ⑦ 奨学金返還補助制度の導入（小学校教諭、中学校教諭）

岐阜県内の公立学校に教諭として一定期間勤務することを条件に日本学生支援機構の奨学金返還の一部を補助します。（実施要項9ページ参照）

※ その他、詳細につきましては、要項をご覧ください。

岐阜県教育委員会

令和6年度採用 岐阜県公立学校教員採用選考試験実施要項

岐阜県教育委員会

令和5年3月

1 趣旨

令和6年度の岐阜県公立学校教員の採用候補者を選考するために実施する。

2 志願資格

次の各号の全てに該当する者に限る。(※1)

- ① 学校教育法第9条各号及び地方公務員法第16条各号に定める欠格条項のいずれにも該当しない者
- ② 昭和39年4月2日以降に生まれた者
- ③ 必要とする教員免許状を所持するか、令和6年3月31日までに取得見込の者

3 志願(区分、種別、教科)、免許状

(1) 一般選考

志願区分	志願種別	教科(科目)	必要とする教員免許状	採用予定数	
(1)	小学校教諭		小学校教諭の普通免許状	220名程度	
	中学校教諭	一般	左記の教科に対応する中学校教諭の普通免許状	140名程度	
		小中併願(※2)	国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術、家庭、英語	左記の教科に対応する中学校教諭の普通免許状に加え、小学校教諭の普通免許状	若干名 (「小学校教諭」の外数)
(2)	高等学校教諭	一般	左記の教科に対応する高等学校教諭の普通免許状	90名程度	
		地域限定(一般併願)(※3、※4)			国語、地理歴史(日本史、世界史)、英語、保健体育、家庭、農業
		地域限定(※3)			音楽、美術
(3)	特別支援学校教諭	一般	次のいずれかに該当する普通免許状 ア 小学校教諭及び特別支援学校教諭の普通免許状(両方) イ 中学校教諭及び特別支援学校教諭の普通免許状(両方) ウ 高等学校教諭及び特別支援学校教諭の普通免許状(両方) エ 特別支援学校自立活動教諭の普通免許状 ※ただし、中学校教諭については、国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術、家庭、英語のいずれかの教科の普通免許状に限る。 また、高等学校教諭については、国語、地理歴史、公民、数学、理科、英語、保健体育、家庭、福祉、音楽、美術、書道、農業、工業、商業、情報のいずれかの教科の普通免許状に限る。	65名程度	
		地域限定(一般併願)(※3、※4)			
(4)	養護教諭		養護教諭の普通免許状	15名程度	
(5)	栄養教諭		栄養教諭の普通免許状	若干名	

- ・上表の採用予定数の外数として、社会人特別選考、スペシャリスト特別選考により選考する。
- ・日本国籍を有しない者を採用する場合は、任用の期限を付さない常勤講師として採用する。
- ・従来の養護学校教諭免許状は、特別支援学校教諭免許状の知的障害、肢体不自由、病弱の領域に相当し、盲学校教諭免許状、聾学校教諭免許状は、それぞれ特別支援学校教諭免許状の視覚障害、聴覚障害の領域に相当する。

(注)

- ※1 スペシャリスト特別選考を除く(次頁参照)。
- ※2 異なる志願種別との重複出願は認めない。ただし、中学校教諭志願者のうち、小学校教諭の普通免許状所有者(取得見込含む)は、小学校教諭を第2志願とすることができる。第2次選考試験において、中学校教諭で合格とならなかった者のうち、成績優秀な者を小学校教諭の採用内定候補者とする。
- ※3 「地域限定」は採用後、郡上地域(郡上市)・恵那地域(恵那市、中津川市)・飛騨地域(飛騨市、高山市、下呂市)のいずれの地域の学校でも10年程度勤務することが可能な者を対象とする。
- ※4 地域限定(一般併願)の科目において「地域限定」で出願し、「地域限定」で合格とならなかった場合は、「地域限定なし」で出願した者として改めて選考する。
- ※5 工業(デザイン系)の採用者については、県立多治見工業高校へ配置するが、その後は他校へ異動することもある。

(2) 特別選考

特別選考の名称	志願種別	対 象	備 考	募集人員
障がい者特別選考	小学校教諭、 中学校教諭、 高等学校教諭、 特別支援学校教諭	「2 志願資格」に加え、以下に該当する者 ・受験申込日及び受験日当日において有効である次に掲げる手帳等の交付を受けている者 ア 身体障害者手帳又は都道府県知事の定める医師（以下「指定医」という）若しくは産業医による障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる身体障害を有する旨の医師の診断書・意見書（※1） イ 都道府県知事若しくは政令指定都市市長が交付する療育手帳又は児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医若しくは障害者職業センターによる知的障害であることの判定書 ウ 精神障害者保健福祉手帳	・第1次選考試験当日に、左に記した手帳等のいずれかを持参すること。 ・受験上の配慮を必要とする場合は、その旨を電子申請時に「障がいに係る受験上配慮すべき事項」の欄に詳しく記述すること。 ・試験会場や試験の実施方法について、障がいの種類や程度に応じた配慮をする。（具体的な配慮事項については、担当者が志願者と直接相談の上決定。）	6名程度 （「(1) 一般選考」の内数）
多文化共生特別選考	小学校教諭、 中学校教諭	「2 志願資格」に加え、以下に該当する者 ・児童生徒及び保護者に対して、文化や生活習慣の違いを説明できる程度のポルトガル語又はタガログ語の語学力を有する者	・第2次選考試験の面接試験の一部を当該外国語により行う。	若干名 （「(1) 一般選考」の内数）
社会人特別選考	小学校教諭、 中学校教諭、 高等学校教諭、 特別支援学校教諭	「2 志願資格」に加え、以下に該当する者 ・令和5年3月31日時点において、法人格を有する民間企業（学校法人を除く）又は官公庁（国立大学法人が設置する学校、公立学校を除く）等において、常勤の職（※2）としての勤務経験が通算して5年以上（休職、育児休業等の期間は除く）ある者	・「履歴等申告書」及び「社会人特別選考在職証明書」を岐阜県教育委員会ホームページよりダウンロードし（別に証明できる書式が勤務先にあればそれでも可）、必要事項を記入の上、その電子データ（※3）を電子申請時に添付すること。 ・第1次選考試験の筆記試験の一部を免除する。（※4） ・「社会人特別選考」で合格とならなかった場合は、「一般選考」へ出願した者として改めて選考する。	小学校教諭及び 中学校教諭で計 10名程度 高等学校教諭 3名程度 特別支援学校 教諭 2名程度 （「(1) 一般選考」の外数）
スペシャリスト特別選考（美術） ※教員免許状がない方も受験可能	高等学校教諭 美術 （デザイン・ 工芸分野）	「2 志願資格」の①及び②に加え、以下のⅠ、Ⅱのいずれかに該当する者 Ⅰ 法人格を有する民間企業（学校法人を除く）、大学又は研究機関等において、デザイン・工芸関係の業務に常勤の職（※2）として従事した経験を、令和5年3月31日までに通算して3年以上有する者で、その勤務経験により、デザイン・工芸関係の分野における高度な専門的知識・経験又は技能を有するとみなせる者 Ⅱ デザイン・工芸の分野で国際的または全国規模のコンクール等において上位入賞するなど、優秀な実績を有する者またはその指導者 ※高等学校美術の普通免許状を所有していない者については、採用試験合格後、その教科の特別免許状を申請して、取得する必要がある。 ※採用者については、県立加納高校へ配置するが、その後は他校へ異動することもある。	・「履歴等申告書」及び「スペシャリスト特別選考在職証明書」を岐阜県教育委員会ホームページよりダウンロードし（別に証明できる書式が勤務先にあれば代用可）、必要事項を記入の上、電子データ（※3）を電子申請時に添付すること。また「対象」の欄に記載のⅡに該当する者については、実績等を証明する書類の電子データを電子申請時に添付すること。 ・第1次選考試験は書類選考のみとする。第2次選考試験においては、論文に替えて課題作文を行う。	1名 （「(1) 一般選考」の外数）
スペシャリスト特別選考（工業） ※教員免許状がない方も受験可能	高等学校教諭 工業（機械系） 工業（電気・ 電子系） 工業（建築系） 工業（デザイン系）	「2 志願資格」の①及び②に加え、大学（短期大学を除く）を卒業し、学士以上の学位を取得している者のうち、以下のⅠ、Ⅱのいずれかに該当する者 Ⅰ 法人格を有する民間企業（学校法人を除く）、大学又は研究機関等において、継続して3年以上の常勤の職（※2）として従事した経験が令和5年3月31日までにある者で、その勤務経験により、左記の分野のいずれかのうち志願する分野における高度な専門的知識・経験又は技能を有するとみなせる者 Ⅱ 令和5年3月31日までに博士の学位を取得し、志願する分野における専門的知識・経験又は技能を有するとみなせる者 ※高等学校工業の普通免許状を所有していない者については、採用試験合格後、その教科の特別免許状を申請して、取得する必要がある。 ※工業（デザイン系）採用者については、県立多治見工業高校へ配置するが、その後は他校へ異動することもある。	・「履歴等申告書」及び「スペシャリスト特別選考在職証明書」を岐阜県教育委員会ホームページよりダウンロードし（別に証明できる書式が勤務先にあれば代用可）、必要事項を記入の上、電子データ（※3）を電子申請時に添付すること。また「対象」の欄に記載のⅡに該当する者については、博士の学位を証明する書類の電子データを電子申請時に添付すること。 ・第1次選考試験は書類選考のみとする。第2次選考試験においては、論文に替えて課題作文を行う。	若干名 （「(1) 一般選考」の外数）

※1 心臓、腎臓、呼吸器、膀胱若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫又は肝臓の機能の障害については、指定医によるものに限る。

※2 「常勤の職」とは、フルタイム勤務の正社員又は正規職員と同等の勤務形態の職のこと。

※3 志願に必要な書類等は、電子データ化（紙媒体をPDFファイルやjpg、png等の画像ファイル）すること。

※4 小学校教諭、中学校教諭の志願者については教科専門を免除する。高等学校教諭、特別支援学校教諭の志願者については教職教養を免除する。

(3) 任期付採用職員等

採用種別	教科（科目）	備 考	採用予定数
任期付採用職員 （小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校）	必要教科等	令和6年度採用岐阜県公立学校教員採用選考試験において、採用候補者名簿に登載されなかった者のうち、成績優秀な者を任期付採用職員の候補者とする。	必要数
特任講師 （小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校）	必要教科等	令和6年度採用岐阜県公立学校教員採用選考試験において、採用候補者名簿に登載されず任期付採用職員候補者とならなかった者のうち、成績優秀な者を特任講師の候補者とする。特任講師は、臨時的任用の常勤講師として任用する。	必要数

4 (1) 試験の免除等

項目	対象となる志願種別	免除等の内容	志願に必要な書類等
①前年度第1次選考試験合格者	小学校教諭、中学校教諭、養護教諭	<p>A</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和5年度採用岐阜県公立学校教員採用選考試験において第1次選考試験に合格し、第2次選考試験を受験した者で、出願締め切り日までに岐阜県内の公立学校で常勤講師又は養護助教諭として勤務を開始している者（任期付採用職員及び特任講師を含む）は、第1次選考試験を免除する。ただし、この免除の適用は、第1次選考試験合格の翌年の1回限りとする。（※1） この免除は、前年度第1次選考試験に合格した「志願種別・教科（科目）」に限る。 <p>B</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和5年度採用岐阜県公立学校教員採用選考試験において第1次選考試験に合格し、第2次選考試験を受験した者は、第1次選考試験の筆記試験における教科専門を免除する。ただし、この免除の適用は、第1次選考試験合格の翌年の1回限りとする。（※1） この免除は、前年度第1次選考試験に合格した「志願種別・教科（科目）」に限る。 	<ul style="list-style-type: none"> この免除を希望する者は、岐阜県教育委員会ホームページから「申請書」をダウンロードし、必要事項を記入の上、その電子データを電子申請時に添付すること。
	高等学校教諭、特別支援学校教諭	<ul style="list-style-type: none"> 令和5年度採用岐阜県公立学校教員採用選考試験において第1次選考試験に合格し、第2次選考試験を受験した者は、第1次選考試験を免除する。ただし、この免除の適用は、第1次選考試験合格の翌年の1回限りとする。（※1） この免除は、前年度第1次選考試験に合格した「志願種別・教科（科目）」に限る。 	
②他都道府県現職教諭	小学校教諭、中学校教諭、高等学校教諭、特別支援学校教諭、養護教諭、栄養教諭	<ul style="list-style-type: none"> 他の都道府県の国立大学法人が設置する学校又は公立学校に勤務している期限を付さない教諭、養護教諭、栄養教諭で、令和6年3月31日現在で3年以上（休職、育児休業等の期間は除く）の経験を有する者は第1次選考試験を免除する。 この免除は、現職の種別・教科（科目）と同じ「志願種別・教科（科目）」に限る。 	<ul style="list-style-type: none"> この免除を希望する者は、岐阜県教育委員会ホームページから「在職証明書」をダウンロードし、任命権者による証明を受けること。その上で、その電子データを電子申請時に添付すること。
③教職大学院	小学校教諭、中学校教諭、養護教諭、栄養教諭	<ul style="list-style-type: none"> 教職大学院の課程を修了した者、又は、現在、教職大学院に在学中の者で、令和5年度末に修了予定の者については、第1次選考試験を免除する。 	<ul style="list-style-type: none"> この免除を希望する者は、教職大学院修了又は修了見込みを証明する書類の電子データを電子申請時に添付すること。
	高等学校教諭、特別支援学校教諭	<ul style="list-style-type: none"> 教職大学院の課程を修了した者、又は、現在、教職大学院に在学中の者で、令和5年度末に修了予定の者については、第1次選考試験の筆記試験における教職教養を免除する。（※2） 	
④教諭経験者	小学校教諭、中学校教諭、高等学校教諭、特別支援学校教諭、養護教諭、栄養教諭	<ul style="list-style-type: none"> 過去に国立大学法人が設置する学校又は公立学校に勤務していた教諭、養護教諭、栄養教諭で、出願時点で3年以上（休職、育児休業等の期間は除く）の経験を有する者は、第1次選考試験を免除する。 この免除は、現職であった時の種別・教科（科目）と同じ「志願種別・教科（科目）」に限る。 	<ul style="list-style-type: none"> この免除を希望する者は、電子申請時に、必要な勤務歴を記入すること。 この免除を希望する者のうち、岐阜県以外における経験を有する者は、岐阜県教育委員会ホームページから「在職証明書」をダウンロードし、任命権者による証明を受けること。その上で、その電子データを電子申請時に添付すること。
⑤継続常勤講師、養護助教諭	小学校教諭、中学校教諭、養護教諭	<p>以下の者については、第1次選考試験を免除する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和2年4月1日から令和5年3月31日までに24月（1日でも勤務した月は1月とみなす。）以上、岐阜県内の公立学校で常勤講師（任期付採用職員及び特任講師を含む）として勤務し、さらに出願締め切り日までに岐阜県内の公立学校常勤講師（任期付採用職員及び特任講師を含む）として勤務を開始している者で小学校教諭又は中学校教諭を志願する者。 令和2年4月1日から令和5年3月31日までに24月（1日でも勤務した月は1月とみなす。）以上、岐阜県内の公立学校で養護助教諭（任期付採用職員を含む）として勤務し、さらに出願締め切り日までに岐阜県内の公立学校で養護助教諭（任期付採用職員を含む）として勤務を開始している者で、養護教諭を志願する者。 	<ul style="list-style-type: none"> この免除を希望する者は、岐阜県教育委員会ホームページから「申請書」をダウンロードし、必要事項を記入の上、その電子データを電子申請時に添付すること。
⑥前年度からの常勤講師、養護助教諭	小学校教諭、中学校教諭、養護教諭	<p>以下の者については、第1次選考試験の筆記試験における教科専門を免除する。（※2）</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和4年度に1年間、岐阜県内の公立学校で常勤講師（任期付採用職員及び特任講師を含む）として勤務し、さらに出願締め切り日までに岐阜県内の公立学校で常勤講師（任期付採用職員及び特任講師を含む）として勤務を開始している者。 令和4年度に1年間、岐阜県内の公立学校で養護助教諭（任期付採用職員及び特任講師を含む）として勤務し、さらに出願締め切り日までに岐阜県内の公立学校で養護助教諭（任期付採用職員及び特任講師を含む）として勤務を開始している者。 	<ul style="list-style-type: none"> この免除を希望する者は、岐阜県教育委員会ホームページから「申請書」をダウンロードし、必要事項を記入の上、その電子データを電子申請時に添付すること。
	高等学校教諭、特別支援学校教諭	<ul style="list-style-type: none"> 令和4年度に1年間、岐阜県内の公立学校で常勤講師（任期付採用職員及び特任講師を含む）として勤務し、さらに出願締め切り日までに岐阜県内の公立学校で常勤講師（任期付採用職員及び特任講師を含む）として勤務を開始している者は、第1次選考試験の筆記試験における教職教養を免除する。（※2） 	
⑦英語資格等保有者	中学校教諭	<ul style="list-style-type: none"> 中学校教諭英語を志願する者で、実用英語技能検定準1級などのCEFR B2相当以上の英語力を有する者については、第1次選考試験の筆記試験において教科専門を免除する。（※2） <p>例 TOEIC L&R：785点以上 TOEFL：iBT 72点以上 実用英語技能検定：準1級以上</p> <p>ただし、「TOEIC L&R」及び「TOEFL」については令和3年5月以降に受験したもので、公式認定証の発行されているものに限る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> この免除を希望する者は、成績等を証明する書類の電子データを電子申請時に添付すること。

・上記の免除等については、二つ以上を併せて申請することはできない。

・上記の免除等については、「多文化共生特別選考」及び「社会人特別選考」と併せて申請することはできない。

※1 (例) 令和5年度採用(令和4年度実施)において「前年度第1次選考試験合格者」として第1次選考試験を免除された方は、令和6年度採用(令和5年度実施)において「前年度第1次選考試験合格者」として出願することはできない。

※2 免除がない場合には教職教養を15分、教科専門を50分で解答するのに対して、教職教養免除対象者は教科専門のみを50分で、教科専門免除対象者は教職教養のみを15分で解答することとなる。

4 (2) 新型コロナウイルスに感染した又は濃厚接触者等となったことにより、令和4年度実施の本県教員採用選考試験の第2次選考試験を受験できなかった者への対応

対象となる志願種別	免除等の内容	志願に必要な書類等
小学校教諭、中学校教諭、高等学校教諭、特別支援学校教諭、養護教諭、栄養教諭	令和5年度採用岐阜県公立学校教員採用選考試験(令和4年度実施)において、新型コロナウイルスに感染した又は濃厚接触者等となったことにより、第2次選考試験を辞退(欠席)した者については、令和5年度岐阜県公立学校教員採用選考試験(令和4年度実施)の第1次選考試験で合格の判定となった「志願種別・教科(科目)」を受験する場合において、希望により令和6年度採用岐阜県公立学校教員採用試験(令和5年度実施)の第1次選考試験を免除する。	<ul style="list-style-type: none"> この免除を希望する者は、岐阜県教育委員会ホームページから「申請書」をダウンロードし、必要事項を記入の上、その電子データを電子申請時に添付すること。

5 教員採用選考試験の概要

項目		選考試験		第1次選考試験		第2次選考試験				第2次選考試験受験前
				筆記試験		論文	課題作文	模擬授業 又は 実技試験	面接 (※7)	適性検査 (※8)
				教職教養	教科専門					
小学校 教諭	一般		○	○ (※4)	○		○	○	○	
	免除等	前年度第1次選考試験合格者 (※2)	A	免除						
			B	○						
		他都道府県現職教諭		免除						
		教職大学院		免除						
		教諭経験者		免除						
		継続常勤講師		免除						
	前年度からの常勤講師		○							
	障がい者特別選考		○	○ (※4)						
多文化共生特別選考 (※6)		○	○ (※4)							
社会人特別選考 (※3)		○								
中学校 教諭 (※1)	一般		○	○	○		○	○	○	
	免除等	前年度第1次選考試験合格者 (※2)	A	免除						
			B	○						
		他都道府県現職教諭		免除						
		教職大学院		免除						
		教諭経験者		免除						
		継続常勤講師		免除						
	前年度からの常勤講師		○							
	英語資格等保有者		○							
障がい者特別選考		○	○							
多文化共生特別選考 (※6)		○	○							
社会人特別選考 (※3)		○								
高等学校 教諭	一般		○	○	○		○	○	○	
	免除等	前年度第1次選考試験合格者		免除						
		他都道府県現職教諭		免除						
		教職大学院								○
		教諭経験者		免除						
		前年度からの常勤講師								○
	障がい者特別選考		○	○						
社会人特別選考 (※3)			○							
スペシャリスト特別選考		書類審査			○					
特別支援 学校教諭	一般		○	○ (※5)	○		○	○	○	
	免除等	前年度第1次選考試験合格者		免除						
		他都道府県現職教諭		免除						
		教職大学院								○ (※5)
		教諭経験者		免除						
		前年度からの常勤講師								○ (※5)
障がい者特別選考		○	○ (※5)							
社会人特別選考 (※3)			○ (※5)							
養護教諭、 栄養教諭	一般		○	○	○		○	○	○	
	免除等	前年度第1次選考試験合格者 (養護教諭のみ) (※2)	A	免除						
			B	○						
		他都道府県現職教諭		免除						
		教職大学院		免除						
		教諭経験者		免除						
		継続養護助教諭		免除						
前年度からの養護助教諭		○								

- ※1 中学校教諭志願者で小学校教諭を第2志願とした者は、中学校教諭の試験を行う。
- ※2 前年度第1次選考試験合格者のA、Bの区分については、「4(1)試験の免除等」を参照のこと。
- ※3 各志願種別(一般選考)と併願しているとみなす。(地域限定のみ設定の高等学校音楽及び高等学校美術は、社会人特別選考での受験はできない)
- ※4 小学校教諭志願者の筆記試験(教科専門)は、各教科、特別の教科 道徳、外国語活動・外国語、総合的な学習の時間及び特別活動とする。
- ※5 特別支援学校教諭志願者の筆記試験(教科専門)は、各教科、特別の教科 道徳、外国語活動・外国語、総合的な探究の時間、特別活動、自立活動及び障がい児教育とする。
- ※6 第2次選考試験の面接試験の一部を当該外国語により行う。
- ※7 個人面接試験・プレゼンテーション面接試験を行う。
- ※8 第2次選考試験受験者を対象に、第2次選考試験前にWebで適性検査を実施し、個人面接試験の参考資料とする。
- 試験内容の詳細については、別途ホームページの「選考の概要」にてご確認ください。

6 加点

以下に示す資格・特技等を有する者については、申込時に申請があり、かつ要件を満たしている場合は、第1次選考に際して加点する（第1次選考試験免除者については対象外）。

なお、点数は下表のとおりとし、【3 情報に関する資格等】を除いて、複数項目への加点は行わないものとする。

【1 複数免許状所有の組み合わせ】

志 願 種 別	対象となる免許状（取得見込を含む。）	加点数
小 学 校 教 諭	中学校教諭「数学」の普通免許状	20 点
	中学校教諭「理科」の普通免許状	
	中学校教諭「英語」の普通免許状	
	特別支援学校教諭の普通免許状	
	特別支援学校自立活動教諭の普通免許状	
中 学 校 教 諭	小学校教諭の普通免許状	
	中学校教諭の普通免許状（申込教科以外）	
	特別支援学校教諭の普通免許状	
	特別支援学校自立活動教諭の普通免許状	
高 等 学 校 教 諭	高等学校教諭「家庭」の普通免許状と高等学校教諭「福祉」の普通免許状の両方	
	高等学校教諭「情報」の普通免許状と高等学校教諭「情報」以外の高等学校教諭普通免許状の両方	
特別支援学校教諭	中学校教諭「数学」の普通免許状	
	中学校教諭「理科」の普通免許状	
	高等学校教諭「数学」の普通免許状	
	高等学校教諭「理科」の普通免許状	
	小学校教諭の普通免許状と中学校教諭の普通免許状の両方	
	小学校教諭の普通免許状、中学校教諭の普通免許状、高等学校教諭の普通免許状のうちいずれか1種類と、特別支援学校自立活動教諭の普通免許状の両方	

【2 英語・司書教諭に関する資格等】

志 願 種 別	対象となる資格等	加点数
小 学 校 教 諭	実用英語技能検定2級などのCEFR B1相当以上の英語力（※1） 例 ・ TOEIC L&R：550点以上 ・ TOEFL：iBT 42点以上 ・ 実用英語技能検定：2級	20 点
	実用英語技能検定準1級などのCEFR B2相当以上の英語力（※1） 例 ・ TOEIC L&R：785点以上 ・ TOEFL：iBT 72点以上 ・ 実用英語技能検定：準1級	25 点
高 等 学 校 教 諭 （「英語」志願者に限る）	実用英語技能検定1級などのCEFR C1相当以上の英語力（※1） 例 ・ TOEIC L&R：945点以上 ・ TOEFL：iBT 95点以上 ・ 実用英語技能検定：1級	20 点
小学校教諭、中学校教諭、高等学校教諭、特別支援学校教諭	司書教諭講習修了証書所有（取得見込を含む）	20 点

【3 情報に関する資格等】

志 願 種 別	対象となる資格等	加点数
高 等 学 校 教 諭 （「情報」志願者に限る）	独立行政法人情報処理推進機構が行う情報処理技術者試験において、次のア～ウのいずれか1つ以上の資格を有している場合 ア 基本情報技術者試験（F E） イ 応用情報技術者試験（A P） ウ 情報処理技術者試験要綱の試験区分に基づく高度試験	20 点

（注）

※1 「TOEIC L&R」及び「TOEFL」については令和3年5月以降に受験したもので、公式認定証の発行されているものに限る。

- ・上記の加点を希望する場合は、電子申請時に「加点申請」にて、必ず申請すること。
- ・上記の複数免許状所有による加点を申請する場合は、対象となる免許状の電子データを電子申請時に添付すること。上記の複数免許状所有による加点を取得見込で申請する場合は、それぞれの取得見込年月日を必ず関係機関（大学等）に問い合わせ、令和6年3月31日までに確実に取得できることを確認の上申し込むこと。また、当該教育職員免許状を取得見込であることを証明する書類の電子データを電子申請時に添付すること。
- ・上記の英語、情報に関する資格等による加点を申請する場合は、成績等を証明する書類の電子データを電子申請時に添付すること。
- ・上記の司書教諭に関する資格等による加点を申請する場合は、「司書教諭講習修了証書」の電子データを電子申請時に添付すること。取得見込で申請する場合は、取得見込年月日を必ず関係機関（大学等）に問い合わせ、令和6年3月31日までに確実に取得できることを確認の上、申し込むこと。その際、岐阜県教育委員会ホームページから「司書教諭講習修了証書 取得見込証明書」をダウンロードし、必要事項を記入の上、その電子データを電子申請時に添付すること。
- ・加点申請に係る必要書類が電子申請時に添付されていない場合は、加点申請を認めることができない。
- ・申請にあたって虚偽の内容を申請した者（加点申請をしたにも関わらず結果的に資格等を取得できなかった者を含む）は、故意、過失の如何に関わらず採用内定後であっても内定を取り消す場合がある。

7 特別選考、免除等及び加点の認定

- ① 出願書類を審査した結果、特別選考、免除等及び加点の申請が相当と認められた場合は、その旨を電子メールにて通知する。
- ② 出願書類を審査した結果、特別選考、免除等及び加点の申請が相当と認められなかった場合は、その旨を電子メールにて通知するとともに一般の志願者として受け付ける。ただし、スペシャリスト特別選考で「2 志願資格」の③を満たさない者は除く。
- ③ 記載事項が事実と相違する場合は、採用内定後であっても採用を取り消すことがある。また、「4 (1) 試験の免除等」における教職大学院を令和5年度末に修了できなかった場合は、採用内定後であっても採用を取り消す。

8 申込先及び受付期間

①	申込先	岐阜県教育委員会ホームページに入力フォームがあります。そこから電子申請を行ってください。
②	受付期間	令和5年4月24日(月)10時から5月19日(金)23時59分まで。 原則、電子申請のみで受付。
③	申込上の留意事項	・出願以降の「志願区分」等の変更は一切認めない。 ・障がいがあり、選考試験の実施に当たり配慮を必要とする場合は、電子申請時にその旨を「障がいに係る受験上配慮すべき事項」に記入すること。
④	その他	・6月下旬に、受験番号及び受験票についてメールにて通知する。その後岐阜県教育委員会ホームページから「受験票」をダウンロードし、受験番号を記入の上、電子申請の際に添付した写真と同じ写真を貼り付けて試験当日に持参すること。

9 選考試験

(1) 第1次選考試験

(期日、会場、日程) 変更することがあります。岐阜県教育委員会ホームページでご確認ください。

期日	志願種別	会場	9 .. 00	9 .. 35	10 .. 15	11 .. 30
7 月 22 日 (土)	小学校教諭 中学校教諭 高等学校教諭 特別支援学校教諭 養護教諭 栄養教諭	岐阜県立岐阜北高等学校 (岐阜市則武清水) 岐阜県立長良高等学校 (岐阜市長良西後町) 岐阜県立岐阜商業高等学校 (岐阜市則武清新屋敷)	受 付	諸 注 意 ・ 連 絡	・筆記試験 [教職教養] 10:15~10:30 [教科専門] 10:40~11:30	

(2) 第1次選考試験の配点

小学校教諭・中学校教諭・高等学校教諭・特別支援学校教諭・養護教諭・栄養教諭

内容	教職教養	教科専門	計
得点	100	400	500

○第1次選考試験における(注)

- ・日程等には障がい者特別選考、多文化共生特別選考、社会人特別選考を含む。

〈持参するもの〉

- ・選考試験当日は、次のものを持参すること。

全員	・受験票	・鉛筆(HB又はB)	・消しゴム	・上履き	・下履きを入れる袋
高等学校(商業)	・そろばん 又は 電卓				

〈選考結果の通知〉

第1次選考試験の結果は、8月3日(木)に電子メールにて通知予定。また、岐阜県教育委員会ホームページに同日10時に掲載予定。

※岐阜県庁前掲示板への掲示は行いません。

(3) 第2次選考試験

第1次選考試験の結果により、第2次選考試験の対象となった者について、論文試験、模擬授業又は実技試験、面接試験を行う。また、第2次選考試験前にWebで適性検査を実施し、個人面接試験の参考資料とする。なお、特別選考試験による志願者も他の志願者と同じ期日、場所、日程で行う。

〈期日、会場、日程〉 ※試験日時等については、第2次選考試験対象者に通知する

期日	志願種別	会場	試験内容等
8月16日(水)	小学校教諭	各務原市立那加中学校 (各務原市那加東亜町)	<ul style="list-style-type: none"> 論文試験 模擬授業
	中学校教諭	各務原市立那加第三小学校 (各務原市立那加東亜町)	
	養護教諭	各務原市立桜丘中学校 (各務原市那加不動丘)	
	栄養教諭		
8月17日(木) 8月18日(金)	小学校教諭	各務原市立那加中学校 (各務原市那加東亜町)	<ul style="list-style-type: none"> 面接試験 <p>8月17日(木)、18日(金)のいずれか1日 ※第2次選考試験対象者に通知する。</p>
	中学校教諭	各務原市立那加第三小学校 (各務原市立那加東亜町)	
	養護教諭	各務原市立桜丘中学校 (各務原市那加不動丘)	
	栄養教諭		
期日	志願種別	会場	試験内容等
8月16日(水) 8月18日(金)	高等学校教諭	岐阜県立各務原西高等学校 (各務原市那加東亜町)	<ul style="list-style-type: none"> 面接試験 <p>8月16日(水)、18日(金)のいずれか1日 ※第2次選考試験対象者に通知する。</p>
	特別支援学校教諭		
8月17日(木)	高等学校教諭	岐阜県立各務原西高等学校 (各務原市那加東亜町)	<ul style="list-style-type: none"> 論文試験 模擬授業又は実技試験
	特別支援学校教諭		

(4) 第2次選考試験の配点

小学校教諭・中学校教諭・養護教諭・栄養教諭

内容	論文	模擬授業	個人面接	プレゼンテーション面接	計
得点	240	300	360	300	1200

高等学校教諭・特別支援学校教諭

内容	論文	模擬授業 実技試験	個人面接	プレゼンテーション面接	計
得点	300	300	300	300	1200

<第2次選考試験の模擬授業または実技試験の内容>

※第2次選考試験当日の下記以外の内容や持ち物については、第2次選考試験対象者に電子メールにて通知する。

※模擬授業又は実技試験については、保健体育に限らず、試験に適した動きやすい服装で受験すること。(更衣室の用意あり)

小学校	・算数についての模擬授業を実施する。詳細については、第2次選考試験対象者に通知する。
中学校 (音楽)	・ピアノ弾き歌い(「浜辺の歌」作詞：林古溪 作曲：成田為三)及び模擬授業を実施する。 詳細については、第2次選考試験対象者に通知する。
中学校 (保健体育)	・以下の種目の模擬授業を実施する。 ダンス、陸上競技 (選択種目) ・バレーボール、バスケットボール、サッカーから1種目 ※選択の仕方等の詳細は、岐阜県教育委員会ホームページに掲載する。
中学校 (音楽、保健体育以外)	・その教科についての模擬授業を実施する。詳細については第2次選考試験対象者に通知する。
高等学校 (音楽)	・以下の3つの実技試験を実施する。 ①主専攻実技の演奏 ※演奏曲は自由曲とする。(作曲の場合は録画や録音、楽譜を提示する。) ※伴奏が必要な場合は伴奏の音源(スマートフォン使用可、スピーカーも含めて準備)を持参すること (CDデッキは用意する)。 ※ピアノ以外の楽器を演奏する場合は、各自楽器を持参すること。 ②弾き歌い(「花」(武島羽衣 作詞、滝廉太郎 作曲、ト長調)をピアノで伴奏しながら、3番まで主旋律を歌う。) ③新曲視唱(試験当日に示す、調号3つまでの長調または短調の旋律を階名で歌う。)
高等学校 (保健体育)	・以下の種目の実技試験を実施する。 陸上競技(ハードル走)、器械運動(マット運動) (選択種目①) ・バレーボール、バスケットボール、サッカーから1種目 (選択種目②) ・剣道、柔道、ダンスから1種目 ※選択の方法等の詳細は、第1次選考試験当日に通知する。
高等学校 (音楽、保健体育以外)	・その教科についての模擬授業又は実技試験を実施する。詳細については第2次選考試験対象者に通知する。
特別支援学校	・模擬授業又は実技試験を実施する。詳細については第2次選考試験対象者に通知する。
養護教諭	・保健室における保健指導等の模擬授業を実施する。詳細については、第2次選考試験対象者に通知する。
栄養教諭	・給食管理、食に関する指導等の模擬授業を実施する。詳細については、第2次選考試験対象者に通知する。

※注意 体育実技を受験できない者について

身体障がい又は健康上の理由等により、体育実技を受験できない者は、8月8日(火)までに採用担当に連絡するとともに、当日試験本部まで必ず申し出ること。なお、その理由を証明するものを提示すること。

<選考結果の通知>

第2次選考結果の通知は、9月15日(金)発送の予定。また、岐阜県教育委員会ホームページに同日10時に掲載する予定。

※メールの送付や岐阜県庁前掲示板への掲示は行いません。

(5) 健康診断

第1次及び第2次選考試験の結果により、健康診断を行う。(詳細については、対象者のみに後日連絡する。)

(6) 台風等の非常時における試験実施、試験内容、日時、会場等の変更について

岐阜県教育委員会ホームページに掲載する。

10 採用及び配置について

- ① 第1次、第2次選考試験及び書類を総合的に審査した結果に基づき「令和6年度岐阜県公立学校教員採用候補者名簿」を作成し、9月15日（予定）に、この名簿への登載の有無について本人宛て通知する。
- ② 上記名簿の有効期間は令和7年3月31日までとする。ただし、志願資格を欠く場合は、同名簿から削除する。また、名簿登載者のうち、大学院へ進学する者については、申請に基づき名簿登載期間を最長で令和9年3月31日までとすることができる。
- ③ 名簿登載とならなかった者の中から補欠者を決定することがあり、名簿登載者に欠員が生じた場合等に補欠者を名簿登載者とするところがある。補欠者の決定の有無は、第2次選考試験の結果通知と併せて行い、補欠者を名簿登載する場合は、対象者に個別に通知する。
- ④ 養護教諭については、小学校・中学校・高等学校・特別支援学校のいずれかの配置となる。必ずしも出願時に希望した校種にならない場合がある。（小学校・中学校には義務教育学校を含む）
- ⑤ 栄養教諭については、小学校・中学校のいずれかの配置となる。（小学校・中学校には義務教育学校を含む）
- ⑥ 採用後、1校目の配置については、受験した校種に配置することを原則とするが、他の校種に配置することもある。
- ⑦ 小学校教諭、中学校教諭については、市町村立の義務教育学校へ採用される場合がある。

11 選考結果の情報提供について

第1次及び第2次選考で不合格になった者に対して、選考結果の情報提供を行う。提供する情報は、不合格となった者の中での総合ランク（上位からA, B, C, D, Eと5区分したランク表示）及び各種試験の得点である。

12 奨学金返還補助制度（岐阜県公立学校教員確保推進事業補助金）について

小学校教諭、中学校教諭志願者に対し、岐阜県内の公立学校に教諭として一定期間勤務することを条件に日本学生支援機構の奨学金返還の一部を補助します。奨学金返還の補助を希望する場合は、令和6年度採用岐阜県公立学校教員採用選考試験に出願する際に、電子申請において「奨学金返還補助制度希望の有無」の項目に「奨学金返還補助制度希望する」を選択して出願すること。

※必要書類や書類の提出方法については出願後、希望者あて通知する。

補助金額：最大144万円

対象人数：40名

募集期間：令和5年4月24日（月）～令和5年5月19日（金）（出願と同時に申し込む）

補助対象：①県内高校卒業生

②大学・短大への進学、卒業生（大学・短大の所在地は不問）※大学院在学者、既卒者も含む

③本県教員採用選考試験の志願種別「小学校教諭」「中学校教諭」の初合格者

④岐阜県の教諭として勤務

⑤7年経過後まで教諭として勤務予定の者

⑥日本学生支援機構の奨学金（第一種、第二種）を返還中または返還予定の者

※補助金の詳細については、岐阜県教育委員会ホームページで確認すること。

13 その他

- ① 試験会場への自家用車の乗入れと駐車及び近隣施設への無断駐車（送迎による一時的なものも含む）は厳に禁止する。
- ② 本県の公立学校教諭で、異なる志願区分の学校の教諭を志願する者も、この実施要項に基づく選考試験を受ける必要がある。
- ③ 電子申請時に入力した現住所、連絡方法及び取得見込免許状や姓等について変更が生じた場合は、その都度連絡すること。
- ④ 電子申請時に入力された内容は、常勤講師等の任用時に参考資料とするので、あらかじめご了承ください。
- ⑤ 出願に関してよくある質問についてのQ&Aは、岐阜県教育委員会ホームページにて掲載する。

問合せ先

小学校教諭・中学校教諭・養護教諭・栄養教諭 採用担当

義務教育課

電話〈058〉272-8740

高等学校教諭・特別支援学校教諭 採用担当

高校教育課

電話〈058〉272-8741